



平成25年4月25日

各 位

会 社 名 株式会社ベスト電器  
代表者名 代表取締役社長 小野浩司  
(コード番号 8175東証第1部、福証)  
問 合 せ 先 執行役員 人事教育部長  
兼総務部長 西野輝義  
(TEL. 092 - 643 - 6828)

### 定款変更の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成25年4月12日の取締役会において、平成25年5月23日開催予定の「第60期定時株主総会」に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議し公表しておりましたが、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の内容を一部修正し、改めて「第60期定時株主総会」に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 修正の理由

平成25年5月23日開催予定の「第60期定時株主総会」に付議する定款変更案第2条（目的）において、レンタル業及び卸売業並びに輸出入業を第1項としておりましたが、該当する項目の範囲を第8項まで拡大するため、先の実決議を一部修正することとしたものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年5月23日（予定）
定款変更の効力発生日	平成25年5月23日（予定）

以上

別紙

(下線部は現行定款からの変更部分を示します。また網掛け文字(■)の箇所)は平成25年4月12日公表の変更定款案の修正をした内容を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気器具、住宅設備機器、情報通信機器、事務用機器、電子計算機器、<u>レコード</u>、<u>楽器</u>およびこれ等に関連する物品の販売並びに付帯工事および修理</p> <p>(2) <u>前号物品の賃貸借</u></p> <p>(6) <u>薬品、医薬部外品、毒物、劇物、化粧品、食品</u>、酒類、日用品雑貨の販売</p> <p>(8) 貴金属、宝石、美術品、皮革製品、袋物、眼鏡、精密機器類、台所用品、食器類、寝具、家庭用マシン、室内装飾品、一般建築資材、工具類、塗料、エクステリア製品(門柱、塀、フェンス等)、園芸用品、植木、生花および肥料の販売</p> <p>(9) <u>前各号の物品卸売業および物品輸出入業</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気器具、住宅設備機器、情報通信機器、事務用機器、電子計算機器、<u>太陽光発電設備、充電設備、音楽及び映像を録音録画した商品</u>、<u>楽器</u>およびこれ等に関連する物品の販売、<u>手数料収入</u>並びに付帯工事および修理</p> <p>(2) <u>電気通信事業法に定める電気通信事業、情報処理サービス業および情報提供サービス業並びにインターネット付随サービス業</u></p> <p>(6) <u>医薬品、医療器具、計量器</u>、化粧品、食品、酒類、日用品雑貨の販売並びに<u>薬局の経営</u></p> <p>(8) 貴金属、宝石、美術品、皮革製品、袋物、眼鏡、<u>時計</u>、精密機器類、台所用品、食器類、寝具、家庭用マシン、室内装飾品、一般建築資材、工具類、塗料、エクステリア製品(門柱、塀、フェンス等)、園芸用品、植木、生花および肥料、<u>ペット用品</u>の販売</p> <p>(9) <u>前各号物品のレンタル業および卸売業並びに輸出入業</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役会および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役会および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名</u>以内とする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは取締役副会長が、取締役副会長に欠員または事故があるときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>